

## <アスベストQ&A集>

### C 労働災害に関すること【労災関係】

担当部署	神奈川県労働局または最寄りの労働基準監督署
	産業労働局労働部雇用労政課労政グループ 電話045-210-5739
C-3	労災補償を受けるにはどうすればよいのですか。 (令和5年4月1日更新)

#### 【答】

業務上、アスベストを吸入し、それが原因でアスベスト疾患に罹ったり、亡くなられた場合には、労災としての認定を受ければ、労災保険の給付を受けられます。

労災保険の給付には、治療費の給付に当たる療養補償給付や治療するために会社を休んだ場合に支給される休業補償給付等がありますが、いずれの場合も請求書に必要事項を記入して、医療機関又は労働基準監督署にその請求書を提出して手続きを行います。

なお、労災補償を受ける権利は、退職しても変わりません。したがって、アスベストを取り扱う業務に従事し、退職された後に中皮腫等の疾病を発症されても補償を受けることができます。詳しくは、神奈川県労働局または各労働基準監督署にお尋ねください。

参考 神奈川県労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/home.html>

厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/sekimen/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/sekimen/index.html)